

中世前期の「久我家文書」と久我家の歴史

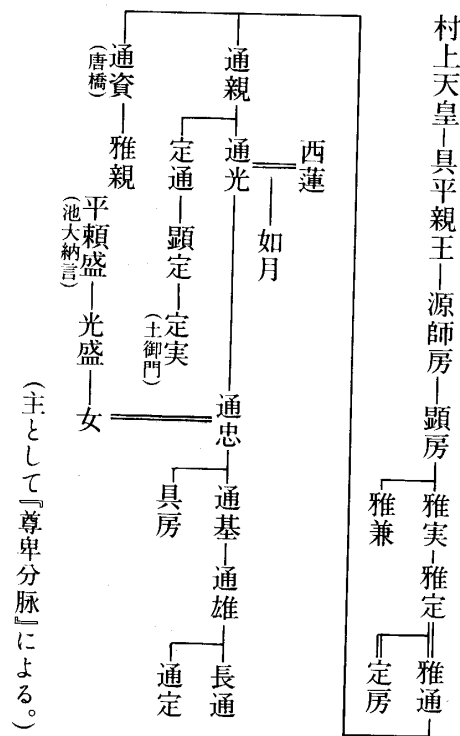
岡野友彦

一、はじめに

国学院大学図書館所蔵「久我家文書」は、元侯爵久我家に伝来した、本学が誇る一大古文書群である。この古文書群の性格等に関して、既に小川信氏の詳細な「解説」⁽¹⁾があり、今ここに屋上屋を重ねる必要は全くない。にもかかわらず、今回ここに表題に掲げた議論を試みようというのは、以下の如き事由によるものである。

刊本『久我家文書』第一巻巻頭序において本学学長吉川泰雄氏（現名誉学長）は次の如く述べておられる。「世には収集家による古文書集も保存されているが、生の、いわゆる家分け型の襲蔵文書は、一貫伝来という条件によって、格別に貴重な特質を保有する文化財となっている」と。まさしく「久我家文書」の貴重な特質の一つは、この「一貫伝来」の「家分け型の襲蔵文書」という点に求めることができるわけである。とすると、揚言するまでもなく「所領知行の法は文書を以って先となす」等と称された「中世的文書主義」⁽²⁾の時代において、「古文書」の伝来過程はその「古文書」によって保証される諸権益、特に所領の伝領過程と一致しているはずであり、「久我家文書」の如き「家分け型の襲蔵文書」においては、その古文書の伝来過程そのものが、所

図I 久我家略系図



領の伝領過程とともに重要な検討課題とならねばなるまい。

私は先に、久我家領荘園の伝領過程について若干の検討を加えた結果、一貫して久我家に伝領した所領は山城国久我荘のみであり、その他の所領は全て、鎌倉中期、他家に流出した後、建武政権期になって久我家に戻ったものか、あるいは鎌倉後期に外戚の池大納言家から流入したものと等であることを明らかにした。⁽³⁾そこで、そのことを念頭におき、あらためて「久我家文書」の、特に中世前期分を見てみると、直接久我家に宛てた文書や久我家に直接関係する文書、特に正文は皆無に等しく、池大納言家領関係の文書がその大半を占めていることが明らかになってきた。無論、古文書の残存状態にはある程度の偶然性も影響するであろう。しかし、ある特殊な残存状態を理解するためには、伝来過程を考慮にいれた「必然性」をも想定してみなければなるまい。

ところで、久我家は一般に「村上源氏中院流の正統」と言われている。しかし、もし「久我家文書」中世前期分の大半が、村上源氏中院流直系に伝来した文書ではなく、池大納言家領関係文書によって占められているとすると、「中世前期において久我家は本当に村上源氏中院流の嫡流であったのか」という疑問が湧いてこよう。そこで本稿では、まず「久我家文書」中世前期分の

伝来過程を検討することで、その特殊な残存状態が偶然性によるものでないことを明らかにするとともに、一般に「村上源氏中院流」嫡流の久我家に伝えられた⁽⁴⁾といわれている淳和・奨学両院別当の補任考証を行い、以て「中世前期において、久我家は本当に村上源氏中院流の嫡流であったのか」という問題に答えていこうと思う。

二、「久我家文書」中世前期分の伝来

表Ⅰは、国学院大学所蔵「久我家文書」全ての中から、元弘三（一三三三）年五月以前のものでと思われる文書を正文・案文・写の別なく抽出し、可能な限り編年順に並び替え⁽⁵⁾、その右側にその文書が対象としている所領名、及びその所領の領主（即ちその文書の事実上の受給者）名を記したものである。この内★マークの付いているものが、後世の写・案文等を除いた確実な正文と言えるものであるが、これらの正文に限って考えると、確実に久我家を対象として発給されたと言えるものは、文永六（一二六九）年二月十二日付の久我具房宛「六波羅御教書」（刊本『久我家文書』第一卷二二号、以下同文書は文書番号のみ示す）がその初見であり、それ以前のものはほとんど、平頼盛・光盛等の池家を対象としていることが理解できる。しかも、その文永六年の「六波羅御教書」にしても、そのまま久我家に伝えられたものとは考えがたい。（口絵Ⅰ参照）

近江国田根庄雑掌申代一度検注事、度々相_レ触地頭光綱^(佐々木)候之處、代官重幸状如_レ此候、不_レ可_レ有_二難_一渋_二之由、載_レ状候之上者、

不_レ及_二子細_一候歟、恐々謹言

二月十二日

〔異筆〕
〔文永六年〕

散_二位_一〔花押〕
^(北条時輔)

陸奥守〔花押〕
^(北条時茂)

謹上 久我中將殿^(具房)

右に掲げた通り、この文書は近江国田根庄の代一度の検注に対し、難渋なき旨を地頭佐々木光綱の代官重幸が約した、その申状を六波羅探題が久我具房へと進達したものであるが、前掲の拙稿において検討した通り、この時、田根庄の領家職は久我通光

表 I 「久我家文書」中世前期分編年目録

文書番号	年 月 日	文 書 名	対 象 地 (領主)
1(1)	保安3(1122) 11月24日	右京大夫(源雅兼)宅牒案	紀伊久世両郡(源雅兼)
1(2)	保安4(1123) 4月26日	右京大夫(源雅兼)宅牒案	紀伊久世両郡(源雅兼)
1728		藤原忠通書状写☆	
3		中院流家領目録草案	村上源氏中院流家領(源雅定)
587 (参考)	永暦元(1160) 2月28日	(二条天皇繪旨)	[当道座]
2	寿永2(1183) 9月25日	八条院庁下文★	真清田社(平頼盛)
28(1)	寿永3(1184) 4月5日	源頼朝下文案	池大納言家領(平頼盛)
28(2)	寿永3(1184) 4月6日	源頼朝下文案	池大納言家領(平頼盛)
29		池大納言家領目録案	池大納言家領(平頼盛)
28(3)	寿永3(1184) 4月22日	源頼朝下文案	海東三箇荘(平頼盛)
117(1)	寿永3(1184) 4月22日	源頼朝下文案	海東三箇荘(平頼盛)
28(6)	(元暦2(1185)) 6月7日	源頼朝下文案	[平頼盛宛]
28(7)	(文治元(1185)) 11月19日	源頼朝下文案	池大納言家領(平頼盛)
4	建久5(1194) 10月10日	上座大法師某売券★	左京六条三坊十二町(藤原氏某)
5	承久3(1221) 8月24日	関東下知状★	這田・石作両荘(平光盛)
6	[承久3(1221)] 9月14日	六波羅御教書★	這田・石作両荘(平光盛)
7	承久3(1221)閏10月7日	六波羅施行状★	這田・石作両荘(平光盛)
9	承久3(1221)11月(17日)	関東下知状★	大和田荘(平光盛)
10	[承久4(1222)] 2月2日	法眼定誉請分★	大和田荘(平光盛)
11	5月9日	某袖判御教書★	大和田荘(平光盛)
8	承久4(1222) 4月5日	六波羅施行状★	這田荘(平光盛)
12	[貞応元(1222)] 8月15日	関東御教書★	海東上下荘(平光盛)
28(12)	安貞3(1229) 2月20日	円性(平光盛)讓状案	池大納言家領(平光盛女安嘉門院宣旨局)
28(13)	安貞3(1229) 2月20日	円性(平光盛)讓状案	池大納言家領(平光盛女安嘉門院宣旨局)
28(4)	寛喜元(1229) 6月 日	円性(平光盛)讓状案	池大納言家領(平光盛女7名)
28(5)	寛喜元(1229) 7月18日	関東御教書案	池大納言家領(平光盛)
18(2)	寛喜3(1231) 5月3日	関東下知状案	海東三箇荘(平光盛女三条局・冷泉局)
13	天福2(1234) 2月28日	三条局置文★	弓削荘他(平光盛女三条局)
14	嘉禎元(1235)	真清田社檢田目録★	真清田社(平光盛女安嘉門院宣旨局)
15	嘉禎3(1237) 12月~ 寛元2(1244) 8月	一条入道太政大臣(西園寺公経)家相博状★	六条室町中院地(土御門定通)
16	6月22日	檢非違使別当宣★	土御門高倉地(西園寺公経)
17	寛元4(1246) 10月30日	僧誓意売券★	村田里31坪(磯部介光)
30(1)	宝治元(1247) 12月3日	久我通光置文案	久我家根本家領(久我通光後室三条)
30(2)	[宝治2(1248)]閏12月29日	後嵯峨上皇院宣案	久我家根本家領(久我通光後室三条)
18(1)	建長3(1251) 5月21日	六波羅下知状★	海東中荘(平光盛女三条局)
19	建長8(1256) 8月20日	沙弥西念(磯部介光)売券★	村田里31坪(中村蓮華房)
20	[康元元(1256)] 9月29日	小山長村書状★	海東下荘(平光盛女冷泉局)
28(9)	正嘉元(1257) 9月17日	三条局讓状案	池大納言家領(平光盛女久我通忠後室)
1730(2)	(正元元(1259) 12月13日)	後深草上皇御幸始記抄☆	
28(10)	[文永2(1265)]閏4月29日	関東御教書案	池大納言家領(平光盛女久我通忠後室)

39 中世前期の「久我家文書」と久我家の歴史

28(11)	[文永 2 (1265)]	11月14日	北条時宗書状案	池大納言家領(平光盛女久我通忠後室)
28(14)	文永 3 (1266)]	10月26日	安嘉門院宣旨局讓状案	石作莊(五条局)
21	[文永 5 (1268)]	6月23日	関東御教書	八条室町地(道乗カ)
22	[文永 6 (1269)]	2月12日	六波羅御教書★	田根莊(久我具房)
23	(文永元~9(1272))	12月20日	関東御教書★	這田莊(小坂禪尼カ)
24	文永10(1273)	7月30日	関東御教書案	大和田莊(平光盛女久我通忠後室)
25	建治 3 (1277)	4月16日	前大僧正道乗讓状★	八条室町地
28(15)	弘安元(1278)	4月21日	安嘉門院宣旨局讓状案	石作莊(五条局)
28(16)	弘安元(1278)	4月21日	安嘉門院宣旨局讓状案	池大納言家領(平光盛女久我通忠後室)
30(4)	[弘安 2 (1279)]	11月 8日	龜山上皇院宣案	久我家根本家領(久我通光女如月)
30(3)	弘安 2 (1279)]	11月23日	比丘尼西漣讓状案	久我家根本家領(久我通光女如月)
28(8)	[弘安 5 (1282)]	9月 6日	北条時宗書状案	池大納言家領(平光盛女久我通忠後室)
26	弘安11(1288)	4月 2日	楠重弘亮券★	村田里31坪(西雲房)
28(17)	正応 2 (1289)	2月27日	久我通忠後室讓状案	池大納言家領(久我通基)
28(18)	正応 2 (1289)	5月29日	五条局讓状案	石作莊(久我通基)
1813		7月23日	久我通基書状写☆	[太政大臣従一位所望]
1730(3)	(永仁 6 (1298)	8月 5日)	伏見上皇御幸始記抄☆	
1729	正安 3 (1301)	4月27日	後伏見上皇宸筆伏見上皇御消息案	
30(6)	正安 4 (1302)	5月 8日	後宇多上皇院宣案	久我家根本家領(久我通光女如月)
27	正安 4 (1302)	11月21日	関東御教書★	大和田・石作両莊(久我通基)
28(19)	正安 4 (1302)	11月21日	関東御教書案	大和田・石作両莊(久我通基)
167(15)	嘉元元(1303)	10月12日	円理(土御門定実)讓状案	久世・桂両莊(桂禪尼)
168(15)	嘉元元(1303)	10月12日	円理(土御門定実)讓状案	久世・桂両莊(桂禪尼)
30(5)	嘉元 2 (1303)	4月18日	尼如月讓状案	久我家根本家領(西園寺実兼室頭子)
30(7)	嘉元 3 (1304)	5月 9日	西園寺実兼室(源頭子)讓状案	田根莊(西園寺公衡)
1686 (紙背 2)	(延慶 3 (1310))		延慶 3 年叙位拳状☆	
1686 (紙背 1)	延慶 4 (1311)	3月24~27日	具注曆☆	
1686 (紙背 3)			某任官申文☆	
1686			伏見上皇宸筆御和歌集断簡☆	
1687			伏見上皇宸筆御和歌集断簡☆	
30(8)	正和 2 (1313)	4月 4日	静勝(西園寺公衡)寄進状案	田根莊(春日大社)
32	正和 2 (1313)	6月	海東上莊年貢未進并抑留注文★	海東上莊(久我通雄)
33	(正和 4 (1315)カ)	8月13日	後伏見上皇院宣★	久我西莊(久我通雄)
34	元亨 4 (1324)	正月16日	前大僧正(親源)附属状★	大恩院領他(太政僧都公藏)
35	元亨 4 (1324)	7月20日	海東中莊檢注取帳★	海東中莊(久我通雄)
36			池大納言家領相伝系図★	池大納言家領(久我通雄)
37	(元徳 2 (1330)カ)	4月21日	後醍醐天皇綸旨★	木造莊(久我長通)
38	(元徳 2 (1330)カ)	7月 2日	後醍醐天皇綸旨★	久我家領(久我長通)
39	元徳 2 (1330)	11月13日	久我家重書目録★	[久我家領全体]
40	(正慶元(1332)カ)	8月25日	関東御教書★	池大納言家領(久我長通)
41	正慶元(1332)	8月27日	関東御教書案	池大納言家領(久我長通)

後室西蓮の下にあり、⁽⁶⁾その後田根莊は、西蓮からその娘如月——西園寺実兼室頭子——西園寺公衡——春日大社へと伝領されている。とすると、この「六波羅御教書」も、その伝領過程とともに一時他家へと流出し、暦応二(一一三三)年頃、田根莊が久我長通によって回復された時に、久我家に伝来した可能性が高いとすることができよう。

このように考えてくると、確実に久我家を対象として発給され、その後も久我家に「一貫伝来」されてきたと言える最古の正文は、次の正安四(一一三〇)年十一月二十一日付「関東御教書」(二七号)ということになってくる。

河内国麻生大和田庄・播磨国石作庄等領家職事、可_レ為_二久我前内大臣家御沙汰_一之由、可_レ被_二申入_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

正安四年十一月廿一日

(金沢貞顯)
中務大輔殿
(北条基時)
陸奥馬助殿

(北条師時)
相模守(花押)
(北条時村)
武蔵守(花押)

この「関東御教書」は、久我通基が正応二(一一二八)年二月、久我通忠後室から大和田・木造・海東の三ヶ荘を、同年五月には五条局から播磨田石作莊をそれぞれ相続したことを受け(二八(一七)号「久我通忠後室讓状案」、二八(一八)号「五条局讓状案」)、鎌倉幕府が六波羅探題をして久我通基による大和田・石作両莊等の領家職相続を安堵せしめた文書である。即ちこれを換言すると、この「関東御教書」は、大和田莊等池大納言家領の久我家への流入(これは同時にそれまで池家に伝えられてきた池大納言家領関係文書の久我家への流入をも意味する)を正式に決定付けた文書とも言うことができるのである。

現在に残った「久我家文書」正文の「一貫伝来」の歴史が、かかる文書によって始まっているということは、単なる偶然として片付けられる問題ではあるまい。この正安四年以前の正文が、ほとんど池大納言家領関係文書によって占められていることを勘案するならば、文書の伝来に関する限り、久我家は、村上源氏中院流というよりも、桓武平氏池家の継承者という性格を濃厚に持っていたということになるのではなからうか。

しかし、そのことを立証するためには、この正安四年十一月より前の「久我家文書」全てについて、案文・写等をも含め、そ

41 中世前期の「久我家文書」と久我家の歴史

の伝来過程を逐一考察しておかなければなるまい。

正安四年十一月二十一日付「関東御教書」より前の「久我家文書」は、案文・写等をも含め全部で五十九通を数えるが、その六割強に当る三十八通は、池大納言家領関係文書によって占められている。この三十八通は、まさにこの正安四年段階に於て久我家へと流入した「池家文書」とでも称すべきものであるが、それではその他の二十一通は、正安四年以前から久我家に「累代相伝」されてきた文書なのであろうか。以下、この二十一通の文書を五つの文書群に分け、検討を加えてみよう。

(1) 久我家根本家領関係文書（六通）

前掲二二号の「六波羅御教書」が、近江国田根荘の、久我通光後室西蓮からその女如月——西園寺実兼室顕子——西園寺公衡——春日大社——久我長通への伝領とともに相伝されてきた文書であることは、前述した通りであるが、四紙からなる続紙に八通の案文が記された三〇号文書「久我家根本家領相伝文書案」（内一・二・三・四・六の五通が正安四年以前）は、まさにその近江国田根荘等「久我家根本家領」の伝領の過程で発給され、相承されてきた文書群をまとめたものに外ならない。

追申

当庄者、久我太相国（通光公）所領、讓（後室）西蓮、々々讓（如月）如月（一期）之後任（西蓮）西蓮置文之旨、讓（進）進（一位殿）、々々々讓（西園寺実兼室顕子）賜（西園寺公衡）愚身（候）、敢不（可）有（他妨）之地（候）、手継証文以下他所々相交候之間、不（渡進）渡進（候）、御不審之時可（承候）承候、兼又庄務課役以下事、遂（逐）委可（令）申候也、

三〇号文書の奥に記された右の追而書によると、この案文は、正和二（一三三三）年、西園寺公衡が近江国田根荘を春日大社に寄進した際、その他の「久我家根本家領」（伊勢国石榑御厨・肥後国山本荘）を公衡が手元に留保したため、それらの所領に係する正文を手元に残し、田根荘の伝来過程を示す文書のみ案文を作成し、春日大社へと渡したものであることが理解できる。恐らくはこの文書も、先の二二号文書と共に、暦応二（一三三九）年頃、久我長通が田根荘を春日大社から取り戻した際、久我家へと伝来したのであろう。

また、正安四年以降のものではあるが、嘉元元（一三〇三）年十月二十一日付「円理（土御門定実）讓状案」（一六七（一五）・一六八（一五）号）も、別稿において述べた通り、源雅通から唐橋通資・雅親を経て、土御門定実へと伝領されていた山城国久世莊等を、定実が娘の桂禪尼に譲った際の文書であり、建武元（一三三四）年七月五日、その一部である東久世莊が桂禪尼から久我長通に伝領された際、禪尼が長通に出した「土御門定実女尼正定讓状案」（一六七（一六）・一六八（一六）号）とともに、久我家に伝来したものと考えられる。但し、この時久我家に流入した讓状そのものは、正長元（一四二八）年三月二十一日、久我家司性珍宅の火災により焼失しており、先の両讓状案は同年六月十九日に作成された紛失案文（一六七・一六八号）として今日に伝えられたものである。

(2)、洛中屋地関係文書（三通）

正安四年十一月より前の「久我家文書」五十九通の内、洛中屋地に関する文書は五通を数えるが、その内、二一号の「関東御教書」と二五号「前大僧正道乘讓状」の二通は、池大納言平頼盛の「旧跡」たる八条室町の地に関する文書であり、他の池大納言家領関係文書とともに正安四年以降、久我家に流入したものと考えられる。

そこで当面問題となるのは残りの三通であるが、この内、四号は「中院町」と称される左京六条三坊十二町（六条室町）の地、一六号は土御門高倉の地に関する文書であり、一五号文書はこの両地の相博状である。この両地は、平安末期、源雅実・雅定の代に於て既に村上源氏中院流の所領であったことが『中右記』等の記事から知られ、また観応元（一三五〇）年の「久我長通讓状」（八〇号）にも、「洛中名区」としてこの両地の名が見えている。しかしこの両地は、決して雅実から長通まで、久我家直系に「累代相伝」されてきたものではない。そのことは、次の「一条入道太政大臣（西園寺公経）家相博状」（二五号）において、六条室町地が西園寺公経から土御門定通へ、正親町高倉（土御門高倉）地が土御門定通から西園寺公経へと伝領されていることにより明白である。

（西園寺公経）
一条入道太政大臣家

相博地巻所事

在六条室町中院領巻町、

右件領者、有_レ子細_一当家所_ニ伝領_一也、而相_ニ副調度文書_一、所_レ被_レ相_ニ博士御門前内大臣家領正親町以南高倉以東巻町_一也、向後
更不_レ可有_ニ牢籠_一之状如_レ件、(後欠)

これら洛中屋地の伝領過程に関しては、別途考察を加えていきたいと考えているが、とりあえず、以下に簡単な見通しのみを述べておこう。まず六条室町地は、鎌倉初期、久我通光の宅となっていたことが『明月記』元久二(一二〇五)年正月十日条等から知られ、雅実・雅定から久我通光まで伝領されてきたことが明白である。恐らくは上述した近江国田根荘等「久我家根本家領」とともに、久我通光から西園寺家へと流出し、先の相博状によって土御門家へ伝えられた後、上述した東久世荘と同様、土御門家から久我長通に伝領されたのであろう。また土御門高倉地は、雅実・雅定から雅通・通親を経て、その子土御門定通へと伝領された後、先の相博状によって西園寺家へと流出し、その後田根荘等「久我家根本家領」とともに、久我長通によって取り戻されていったものと考えている。いずれにせよ、これらの文書が久我家に累代相伝されてきたものでないことは確実である。

(3)、村田里三十一坪関係文書(三通)

一七号「僧誓意売券」、一九号「沙弥西念(磯部介光)売券」、二六号「楠重弘売券」という三通の売券は、いずれも山城国乙訓郡村田里三十一坪三反半の「永作手田」を対象としており、その端裏書には、それぞれ「一番」「二番」「三番」という書き込みが加えられている。この村田里三十一坪を対象とした売券及び譲状は、中世後期にも更に四通(一四七・一八二・二一八・四三二号)認められるが、その最後、即ち永正十(一五一一)年二月二十四日付「尚玉売券」(四三二号)を見ると、尚玉は「相」副代々相伝之証文六通於_レて、「山城国乙訓郡村田里卅一坪」三反半の地を久我家へと売却している。ここに見える「代々相伝之証文六通」が、一七号から二一八号に至る六通の売券、及び譲状に当ることは確実であり、これらの文書が永正十年、手継証文として久我家に流入したことは明白である。

(4) 宮中・儀礼・家門関係文書(五通)

一七二八号「藤原忠通書状写」を始め、☆マークを付した十通(内、五通が正安四年以前)の文書は、いずれも宮中・儀礼・家門に關係する文書として、後世、書写されたものであり、内容的にも、一八一三号「久我通基書状写」を除き、久我家に直接關係するものではない。国学院大学久我家文書編纂委員会はこれらを編年順の第一卷に収録せず、それぞれ「文芸・芸能」(一六八六・一六八七号)「宮中・儀礼」(一七二八・一七二九・一七三〇号)「家門・家政」(一八一三号)として部類別の第四卷に収録しておられる。従うべきであろう。またこれらの写しの中で、唯一久我家に直接關係する一八一三号「久我通基書状写」にしても、その原本は久我家に伝えられてきたものではなく、宝曆四(一七五四)年四月一日付のその奥書に「右大徳寺中正受院所藏後醍醐帝宸筆云々、予借觀手自粗双_(久我通兄)鉤字形_(久我通兄)畢」とあることから、後醍醐天皇宸筆と伝えられる大徳寺中正受院所藏の同書状写を、宝曆四年、久我通兄が借り受け、書写したものであることが理解できる。

(5) その他(四通)

これまでの検討で、正安四年以前の文書の内、十七通についてその伝来過程を考証し、それらがいずれも正安四年段階に於て「久我家文書」の中に含まれていなかったことを明らかにした。残ったのは以下の四通である。

三号「中院流家領目録草案」

この文書については、拙稿「中院流家領目録草案」(久我家文書)の検討⁽¹¹⁾で考証した通り、内容的には仁平四(一一五四)年、源雅定が養子の雅通、猶子の定房へと所領を譲った頃の村上源氏中院流家領を示すものと考えてほぼ間違いない。しかしながら、文書そのものの年代となると、拙稿註(42)で指摘した料紙の縦横の比率の他、料紙の質、筆跡等の検討により、鎌倉中期以降、恐らくは南北朝・室町期の作成にかかるものと考えざるを得ないようである⁽¹²⁾。従ってこの文書そのものを、正安四年以前から久我家に相伝されてきたものと断言することはできない。

五八七（参考）号「二条天皇繪旨」

永暦元（一一六〇）年二月二十八日付のこの繪旨については、早く中山太郎氏が『日本盲人史』の中で偽文書であることを指摘され、『続日本盲人史』において、戦国期のいわゆる座中天文事件の中で偽造されたものと推測された。これを受け小川信氏は、この繪旨を明暦・寛文の当道座管領をめぐる一件に際して偽造されたものであるとしておられる⁽¹³⁾。中山氏と小川氏との間には、偽造の年代をめぐる、若干の意見の相違がみられるが、いずれにせよ、これが戦国期以降に作成された「謀繪旨」であることは確実である。

一（一・二）号「右京大夫（源雅兼）宅牒案」

最後に残った一号文書、即ち保安三（一一二二）年の「右京大夫（源雅兼）宅牒案」二通は、国学院大学所蔵「久我家文書」中最古のものであり、源雅兼が左京職衛と山城国衛に対し、山城国紀伊・久世両郡内の所領に関する公験が焼失したとして、それぞれ職判・国判を求め、受けたものである。小川信氏は「雅兼は源顕房の子、雅実の弟であるから嫡流の久我家に案文が残されたであろう」としておられるが、もしそうだとすると、この文書二通だけが、平安末期から久我家に累代相伝されてきたということになる。そのようなこともあり得ないことではなからうが、その伝来過程には、尚若干の検討の余地がありそうである。

以上の検討により、先に導き出した推論、即ち、文書の伝来に関する限り、久我家は村上源氏中院流の直系というよりも、桓武平氏池家の継承者という性格の方を濃厚に持っていたということは論証し得たと思う。

ところで、久我家は一般に「村上源氏中院流の正統」と呼ばれる。しかしながら、「はじめに」でも述べた通り、源顕房以来の中院流直系に関する文書をほとんど伝えず、池大納言家関係の文書の方を大量に伝える久我家は、本来に「中院流の正統」と称さるべき家なのであろうか。そもそも、所領の伝領に於て、源雅定の代に二十八ヶ国八十三ヶ所を数えた村上源氏中院流家領の中から⁽¹⁵⁾、最終的には山城国久我荘だけしか「累代相伝」し得なかった久我家が、果たして「中院流の正統」と言えるのであろうか。

そこで以下、一般に「源氏長者として淳和・奨学両院別当を兼ね、その地位は嫡流の久我家に伝えられた⁽¹⁶⁾」と言われる淳和・奨学両院別当の補任考証を行い、両院別当が本当に久我家によって世襲される職であったのかを考える中で、この課題に答えていこうと思う。

三、淳和・奨学両院別当補任考証

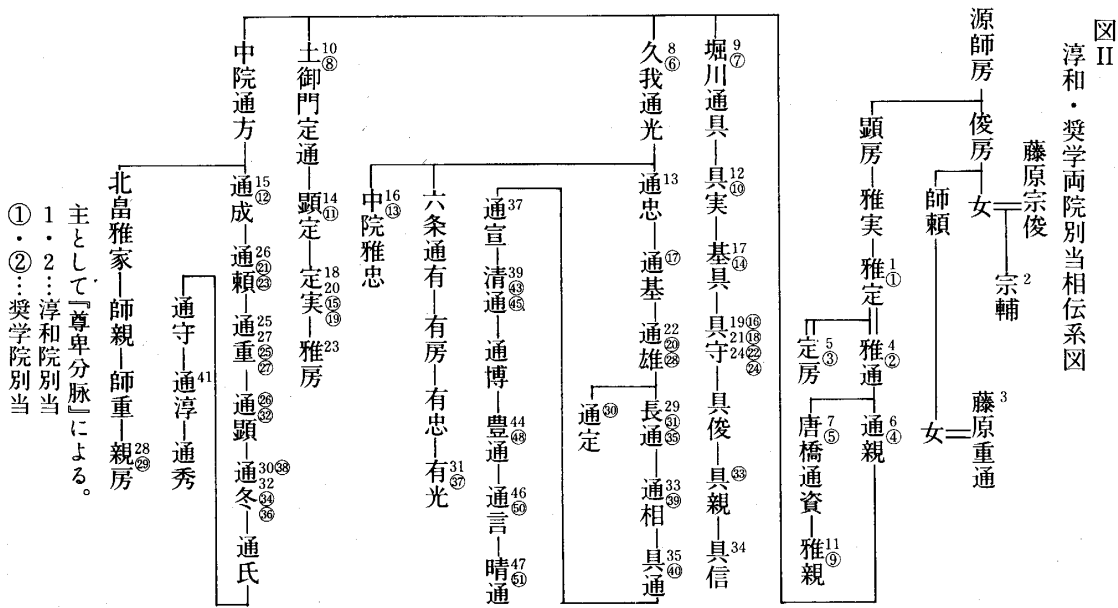
『職原鈔』「奨学院別当」の項は、淳和・奨学両院別当を次の如く規定している。

源氏公卿第一之人称_レ之、為_レ納言之時多兼_二奨学淳和両院_一、任_二大臣_一日、以_二淳和院_一与_二奪次人_一、於_二奨学院_一者猶帶_レ之、是流例也、但_二両院別当事_一、中院右大臣時、永可_レ付_二彼家_一由、有_二鳥羽院勅定_一云々、然者、他流人縦雖_二公卿之上首_一不可_レ及_二競望_一事歟、

即ち淳和・奨学両院別当は、源氏の筆頭公卿が補せられる職であり、その筆頭公卿が大納言・中納言である時には淳和・奨学両院別当を兼ねるが、筆頭公卿が大臣である時、その者は奨学院別当のみに補せられ、「次人」即ち納言としての筆頭公卿が淳和院別当に補せられるというのである。

この「流例」は、かなり早くから認められるものであり、久安五(一一四九)年七月二十八日、源雅定が内大臣に任せらると、「雅定卿任_二大臣_一、其外無_二源氏公卿_一」により、九月二十二日、大納言の藤原宗輔が淳和院別当に補せられている(『公卿補任』同年条)。

ところで先の『職原鈔』は、中院右大臣源雅定が、「永可_レ付_二彼家_一由」の「鳥羽院勅定」を受けたと伝えている。しかしながら右に見た通り、雅定の次の淳和院別当は、「其外無_二源氏公卿_一」という理由があったとはいえず、藤原宗輔が補せられており、「永可_レ付_二彼家_一」という原則が完全に確立していたとは言いがたい。そうした状況を示す最たる事件として、文治四(一一八八)年六月、淳和・奨学両院別当を兼ねていた大納言源定房が、その死に際し、両院別当職に付随する諸権益を平親宗(定房女の舅)



等源氏以外の者を含むその親族に譲渡しようとした事件が挙げられよう。この事件を伝える日野兼光の「姉言記」(『歴代残闕日記』所収) 同年六月三十日条は、この処置に対し、定房亡き後の源氏筆頭公卿である権中納言源通親が行った抗議の言葉を次のように記している。

此由源中納言鬱憤之間、左大弁今日参会、納言吐詞、被陳我理、至極之至也、人々濫望不敵之企也、藤氏人為彼院別当例、皆源氏外孫也、于時依無源氏一用外孫、是則淳和大后御起請也、扶幹、行成、宗輔、重道等卿、皆外家也、若又可用橘氏之由、有彼御起請、而無指故、異姓人々、恣致濫望、又背先例、讓与親族、未曾有事乎、平氏口入事ハ、奨学々頭時望卿為式部大輔、拳学生、範圍朝臣為土御門右府家司、下知学生事等許也、

源氏以外の者が淳和・奨学両院別当となれるのは、源氏が公卿の中にいない時、しかも源氏の外孫に限って許されるとするこの抗議がどれだけ功を奏したかは判然としないが、同年七月、通親は「定房脚替」として淳和・奨学両院別当に補せられ(『公卿補任』同年条)、その後、他姓の者が両院別当職を望むといった事件は見られなくなっていく。

さてそれでは、このようにして源氏長者としての地位が確立された淳和・奨学両院別当職は、その後、一般に言われている如く、通親から通光―通忠―通基と、久我家の家に世襲されていたのであろうか。

表IIは、『公卿補任』を基本的典拠とし、『師守記』康永三(一三四四)年八

月十日条等により、本稿が対象とする時代、即ち平安末期の源雅定から、戦国期に至るまでの淳和・奨学両院別当補任次第を一覧表にしたものである。この表を見れば明らかな通り、両院別当職は源通親以降、唐橋・久我・堀川・土御門・中院の五家に伝えられており、決して久我家のみに世襲されてなどいない。更に、この補任次第を系図上に整理した図Ⅱを見ると、源通親以降、彼の子供たちをそれぞれの始祖とする堀川・久我・土御門・中院の四家の間で、この職が伝えられていたことが、より一層明確に理解できよう。このことから判るように、久我家は、村上源氏中院流諸家の中で、決して卓越した「正統」という地位を有してはいなかったのである。

ところで、一般に「足利義満以降、両院別当・氏長者の地位は足利家に奪われた⁽¹⁸⁾」と言われている。しかしながら表Ⅱを見ると、永徳三(一三八三)年正月十六日、足利義満が淳和・奨学両院別当となった後も、久我家当主は足利家と交替で代々両院別当職に就いている。否むしろこの「足利義満以降」の方が、久我家は村上源氏でほぼ唯一、両院別当職に就けるという地位を確立していつているのである。それでは、久我家はいつ頃から他の村上源氏中院流諸家を排し、この「中院流の正統」という地位を築いていったのであろうか。

表Ⅱに掲げた源通親の四人の子供たちの中で、久我通光が嫡子の地位にあったことは、その昇進の速さ等から見れば間違いない(『公卿補任』)。この四人の内、最年長の堀川通具は、久我通光より十六歳も年上であったが、一ノ谷合戦で敗死した平通盛の女を母に持つという欠点を有していたため、彼以外の、藤原範兼女範子を母とする三人の内、最年長の久我通光が通親の嫡子となつたのであろう(『尊卑分脉』)。

ところが承久三(一二二二)年七月、久我通光が承久の乱の首謀者の一人として内大臣を辞し籠居すると(『百鍊抄』『公卿補任』同年条)、翌八月、堀川通具が奨学院別当に補せられたのを始めとして、正応元(一二八八)年九月、久我通基が奨学院別当となる日まで、七十年近くの間、久我家は奨学院別当に任ぜられることがなくなってしまう。そしてこの間久我家では、寛元四(一二四六)年十二月、久我通光が太政大臣に任ぜられるという時代もあったものの、二年後の宝治二(一二四八)年、その通光が没すると、別稿で詳述した通り、後室の三条(西蓮)と嫡子通忠との間に遺産争いが起こり、山城国久我荘を除くほとんどの久

我家領が三条の手から西園寺家に流出。更に二年後の建長二（一二五〇）年、久我通忠が、恐らくは先の久我荘のみを遺領として三十五歳で没すると、後に残された嫡子通基はこの年未だ十一歳、年長だが脇腹の具房は十二歳であり、久我家は、経済的・社会的に未曾有の危機を迎えることとなったのである。⁽¹⁹⁾

かかる久我家の危機を救ったのが、久我通忠後室、平光盛女であった。前章に於て述べた通り、正応二（一二八九）年二月、久我通基はその通忠後室から大和田・木造・海東上下の三ヶ荘を、同年九月には五条局から播磨国石造荘を譲り受けたわけだが、そのちようど前年の正応元年七月、久我通基は内大臣に任ぜられ、九月、久我家にとっては実に六十七年ぶりに奨学院別当となった。久我家は、まさしく池大納言家領をその経済的基盤として、正応年間にその「再興」を成し遂げたのである。前章で述べた「久我家文書」中世前期分の特殊性（その大半が「池家文書」であること）も、こうした久我家の歴史に規定されたものではない。

ところで、この久我通基の奨学院別当宣下を伝える『勘仲記』正応元年九月十二日条を見ると、

今日、為_三洞院中納言奉行_(実奉)被_レ下_三源氏長者并奨学院別当宣旨、源氏長者事先例不_レ然、今度内府頻_(久我通基)請申之故也、且准_三藤氏長者_二宣下_一云々、

とあり、通基の申請によって、この時初めて源氏長者の宣旨が下されている。上述した如く、この宣下が事実上の「久我家再興」を意味したことからすれば、通基は、源通親の嫡子通光の流れである久我家を、村上源氏中院流の嫡流と意識し、これを公的に認められたものとするため、かかる申請を行ったと考えることができるのではなからうか。そしてこの申請が認められ、通基に初めての源氏長者の宣旨が下されていることからすれば、通基の目論見は、ある程度まで公認されたものと評価できよう。

しかしながら久我家は、この時点に於て、「中院流正統」の地位を確立し得たわけではなかった。表IIを見れば明らか通り、この後も淳和・奨学両院別当職は、堀川・土御門・中院等を含む村上源氏中院流全ての中の、時の筆頭公卿が補せられており、源氏長者の宣旨にしても、★マークを付けた通り、久我家以外の者に下されている例が認められる。

その内の一人である中院通冬の日記「中院一品記」暦応三（一三四〇）年八月十六日条（『大日本史料』同年七月十九日条所収）

表II-1 淳和院別当表

NO	氏名	為淳和院別当	止淳和院別当	典拠
1	源 雅定	保延 2 (1140). 12. 7	久安 5 (1149). 7. 28	
2	藤原宗輔	久安 5 (1149). 9. 22	保元元 (1156). 9. 13	「本朝世紀」久安5.9.22条
3	藤原重通	保元元 (1156). 12. 9	永暦 2 (1161). 3. 25	
4	源 雅通	永暦 2 (1161). 6. 1	仁安 3 (1168). 8. 10	
5	源 定房	仁安 3 (1168).	文治 4 (1188). 6. 19	「姉言記」文治4.6.30条
6	源 通親	文治 4 (1188). 7.	正治元 (1199). 6. 22	
7	唐橋通資	建仁 2 (1202). 10. 21	元久 2 (1205). 7. 8	「師守記」康永3.8.10条
8	久我通光	元久 2 (1205).	建保 7 (1219). 3. 4	
9	堀川通具	建保 7 (1219).	嘉祿 3 (1227). 9. 2	
10	土御門定通	嘉祿 3 (1227).	嘉祿 2 (1236). 6. 9	
11	唐橋雅親	嘉祿 2 (1236). 6. 10	建長元 (1249). 12. 5	「師守記」康永3.8.10条
12	堀川具実	建長元 (1249). 12. 11	建長 2 (1250). 5. 27	
13	久我通忠	建長 2 (1250). 5. 27	建長 2 (1250). 12. 24	「百鍊抄」建長2.5.27条
14	土御門顕定	建長 2 (1250). 12.	建長 7 (1255). 4. 12	「師守記」康永3.8.10条
15	中院通成	建長 7 (1255). 4. 20	文永 6 (1269). 4. 23	
16	中院雅忠	文永 6 (1269). 5. 1	文永 9 (1272). 8. 3	「師守記」康永3.8.10条
17	堀川基具	文永 9 (1272). 8.	弘安 7 (1284). 1. 13	
18	土御門定実	弘安 7 (1284). 2. 11	弘安11 (1288). 2. 19	「師守記」康永3.8.10条
19	堀川具守	正応元 (1288). 9. 8	正応 5 (1292). 4. 1	「勘仲記」正応5.9.30条
20	土御門定実	正応 5 (1292). 4. 1	正応 5 (1292). 8. 14	
21	堀川具守	正応 5 (1292). 9. 30	永仁 3 (1295). 12. 29	
22	久我通雄	永仁 4 (1296). 1. 18	永仁 5 (1297). 10. 16	
23	土御門雅房	永仁 5 (1297). 12. 2	永仁 6 (1298). 5.	「師守記」康永3.8.10条
24	堀川具守	永仁 6 (1298). 5. 23	正和 2 (1313).	
25	中院通重	正和 2 (1313). 12. 23	正和 5 (1316).	
26	中院通顕	正和 5 (1316). 10. 8	文保 2 (1318). 11. 3	
27	中院通重	元応元 (1319). 9. 1	元応元 (1319). 10. 18	
28	北畠親房	元応 2 (1320). 10. 21	元徳 2 (1330). 9. 17	「師守記」康永3.8.10条
29	久我長通	元徳 2 (1330).	元徳 2 (1330). 2. 26	
30	中院通冬	暦応 2 (1339). 12. 27	康永 3 (1344). 8. 9	「中院一品記」暦応3.7.1条
31	六条有光	康永 3 (1344). 9. 5	康永 3 (1344). 12. 29	「師守記」康永3.8.9条
32	中院通冬	康永 4 (1345). 1. 6	文和 3 (1354). 閏10.25	「中院一品記」康永4.1.4条
33	久我通相	文和 3 (1354). 11. 12	延文元 (1356). 7. 21	
34	堀川具信	延文元 (1356). 8. 5	延文元 (1356). 11. 7	
35	久我具通	延文元 (1356).	永徳 2 (1382).	
36	足利義満	永徳 3 (1383). 1. 16	応永 2 (1395). 6. 20	「足利家官位記」

51 中世前期の「久我家文書」と久我家の歴史

37	久我通宣	応永3(1396).9.	<u>応永20(1413).</u>	「薩戒記」部類二
38	足利義持	応永20(1413).10.22	応永26(1419).8.29	「足利義満以下將軍宣下文書」
39	久我清通	応永35(1428). 閏3.18	永享4(1432).7.25	
40	足利義教	永享4(1432).12.9	嘉吉元(1441).6.24	「足利家官位記」
41	中院通淳	嘉吉元(1441).12.23	宝徳3(1451).11.24	
42	足利義政	享徳2(1453).12.29	文明15(1483).12.23	「足利家官位記」
43	足利義尚	文明15(1483).12.23	長享3(1489).3.26	「実隆公記」文明15.12.23条
44	<u>久我豊通</u>	<u>長享3(1489).</u>	<u>永正16(1519).</u>	
45	足利義植	永正16(1519).9.27	大永3(1523).4.9	「足利家官位記」
46	<u>久我通言</u>	<u>大永3(1523).</u>	<u>天文5(1536).</u> 閏10.8	
47	久我晴通	天文11(1542).	天文22(1553).4.8	

表II-2 奨学院別当表

NO	氏名	為奨学院別当	止奨学院別当	典拠
①	源雅定	<u>久安3(1147).</u>	<u>仁平4(1154).5.28</u>	「兵範記」久寿元3.27条
②	源雅通	仁平4(1154).9.11	<u>承安5(1175).2.27</u>	
③	源定房	<u>承安5(1175).</u>	文治4(1188).6.19	「姉言記」文治4.6.30条
④	源通親	文治4(1188).7.	建仁2(1202).10.20	
⑤	唐橋通資	建仁2(1202).10.21	<u>元久2(1205).7.8</u>	「師守記」康永3.8.10条
⑥	久我通光	<u>元久2(1205).</u>	<u>承久3(1221).7.3</u>	
⑦	堀川通具	承久3(1221).8.21	<u>嘉禄3(1227).9.2</u>	
⑧	土御門定通	<u>嘉禄3(1227).</u>	<u>嘉禎3(1237).12.18</u>	
⑨	唐橋雅親	嘉禎3(1237).	建長元(1249).12.5	「師守記」康永3.8.10条
⑩	堀川具実	建長元(1249).12.11	建長2(1250).11.28	
⑪	土御門顕定	建長2(1250).12.	建長7(1255).4.12	「師守記」康永3.8.10条
⑫	中院通成	建長7(1255).4.20	文永6(1269).11.9	
⑬	中院雅忠	文永7(1270).	文永9(1272).8.3	
⑭	堀川基具	文永9(1272).8.	弘安10(1287).	
⑮	土御門定実	弘安10(1287).1.4	弘安11(1288).2.19	「師守記」康永3.8.10条
⑯	堀川具守	正応元(1288).9.8	正応元(1288).9.12	
⑰	久我通基★	正応元(1288).9.12	<u>正応元(1288).10.27</u>	「勘仲記」正応元9.12条
⑱	堀川具守	正応3(1290).4.18	正応5(1292).4.1	
⑲	土御門定実	正応5(1292).4.1	永仁5(1297).10.16	
⑳	久我通雄	永仁5(1297).11.13	永仁6(1298).6.12	
㉑	中院通頼	永仁6(1298).7.15	正安3(1301).6.7	
㉒	堀川具守	正安4(1302).4.11	<u>正安4(1302).</u>	
㉓	中院通頼	<u>正安4(1302).</u>	嘉元2(1304).10.29	

②4	堀川具守	嘉元 2 (1304).	正和 3 (1314). 12. 2	
②5	中院通重	正和 4 (1315). 4. 16	正和 5 (1316).	
②6	中院通顕	正和 5 (1316). 10. 8	文和 2 (1318). 11. 3	
②7	中院通重	元応元 (1319). 9. 1	元応元 (1319). 10. 18	
②8	久我通雄★	元応元 (1319). 11. 3	元亨 3 (1323). 5. 2	「伝宣草」下
②9	北畠親房	元亨 3 (1323). 5. 13	元徳 2 (1330). 9. 17	「師守記」康永3.8.10条
③0	久我通定	元徳元 (1329).		
③1	久我長通	元徳 2 (1330).	正慶元 (1332).	
③2	中院通顕	正慶元 (1332). 7. 13	元弘 3 (1333). 5. 8	
③3	堀川具親★	建武元 (1334). 5. 16	暦応 3 (1340). 7. 8	「中院一品記」暦応3.7.13条
③4	中院通冬★	暦応 3 (1340). 7. 18	暦応 4 (1341). 1. 14	「中院一品記」暦応3.7.18条
③5	久我長通★	暦応 4 (1341). 1. 18	暦応 5 (1342). 2. 29	「師守記」暦応4.1.11条
③6	中院通冬★	暦応 5 (1342). 3. 28	康永 3 (1344). 8. 9	
③7	六条有光	康永 3 (1344). 9. 5	康永 3 (1344). 12. 29	
③8	中院通冬★	康永 4 (1345). 1. 6	文和 3 (1354). 閏10. 25	「中院一品記」暦永4.1.4条
③9	久我通相★	文和 3 (1354). 11. 12	応安 3 (1371). 7. 14	
④0	久我具通	応安 6 (1373). 12. 27	永徳 2 (1382).	
④1	足利義満★	永徳 3 (1383). 1. 16	応永 2 (1395). 6. 20	「足利家官位記」
④2	足利義持★	応永20(1413). 10. 22	応永26(1419). 8. 29	「足利義満以下將軍宣下文書」
④3	久我清通	応永28(1428). 閏 3. 18	永享 4 (1432). 7. 25	
④4	足利義教★	永享 4 (1432). 12. 9	嘉吉元(1441). 6. 24	「足利家官位記」
④5	久我清通★	嘉吉元(1441). 12. 23	享徳 2 (1453). 9. 5	
④6	足利義政★	享徳 2 (1453). 12. 29	文明15(1483). 12. 23	「足利家官位記」
④7	足利義尚★	文明15(1483). 12. 23	長享 3 (1489). 3. 26	「実隆公記」文明15.12.23条
④8	久我豊通	長享 3 (1489).	永正16(1519).	
④9	足利義種★	永正16(1519). 9. 27	大永元(1521). 12. 25	
⑤0	久我通言	大永 3 (1523).	天文 5. (1536). 閏10. 8	
⑤1	久我晴通★	天文 5 (1536). 11. 22	天文22(1553). 4. 8	

★マークの付されている者は源氏長者

下線が引かれている部分は推定による。

「典拠」の示されていない部分は『公卿補任』による。

を見ると「淳和・奨学両院別当事、予申云、^(通冬)現任上首補来之条勿論」とある。これは同年七月、淳和・奨学両院別当・源氏長者の宣下を受けた通冬が、両院別当の経験者である久我長通を訪ね、語った言葉の一部であるが、この「現任上首」という原則こそ、この時点における両院別当の必要条件であった。即ち代々の久我家当主が、常時「現任上首」の地位を保ち得ない限り、久我家は、両院別当の地位を世襲し得なかつたのである。

中院通冬からこの言葉を投げかけられた久我長通にとっても、このことは認めないわけにいかない事実であった。しかしながら長通は、この「現任上首」という原則を両院別当の十分条件とは考えていなかった。先の通冬の話は、暦応三年段階に於て未だ権中納言であった通冬が、「非丞相経歴之輩」即ち大臣に任ぜられていない者が両院別当となることの問題点を長通に尋ねた言葉の一部であるが、この時、長通は次の如く答えている。

^(久我長通)前右府云、河崎大納言雅忠卿、為_レ庶子_ニ雖_レ補_レ之、父_ニ大臣之上者、難_レ准_レ他人、如_レ一条源大納言_ニ未_レ補_レ之、北畠又親房卿始_レ而補_レ之、非_レ大臣相統家嫡_ニ者難_レ叶歟、

即ち、文永七（一二七〇）年、久我通光の「庶子」雅忠が大納言で両院別当に補されていることについては、「家督」である父通光が「大臣」であったから問題ないとし、元亨三（一二三三）年、北畠親房が大納言で両院別当に補されていることについては、「非大臣相統家嫡者難叶」と批判する。長通は、明らかに大臣であるか否かより、「家督」「大臣相統家嫡」という論理の方を、両院別当の必要条件の一つとして意識していたのである。

こうした長通の考えは、康永三（一三四四）年八月九日、前年の十二月に父通光を喪った中院通冬が、「服解替任」によって官を解かれている間、久我家の庶流である六条有光が「現任上首」となるため、一時的に有光が淳和・奨学両院別当に補されることとなった時、次の如き反対意見として表出することとなった。

源氏長者・淳和・奨学両院別当、任_レ位次_ニ可_レ被_レ仰_ニ禪林寺中納言有光卿_ニ之處、中院中納言通相_ニ可_レ被_レ仰_ニ源氏長者_ニ、未_レ輩_ニ不可_レ然、為_レ家嫡_ニ上者、可_レ被_レ仰_ニ通相_ニ由、前相国長通公被_レ申_レ之、乱_レ位次_ニ例、又未_レ輩_ニ為_レ源氏長者_ニ例、可_レ被_レ注進_ニ之由被_レ仰_ニ下_ニ候間、^(洞院公實)左府被_レ仰_ニ家君_ニ云々、^(中原師右)

『師守記』同日条に記されたこの長通の言葉、とりわけ「末輩不可然」という言葉ほど、この時の長通の意見を象徴的に示すものはない。長通は明らかに「現任上首」の原則より「家嫡」「正統」の論理の方を、源氏長者・両院別当たるに必要な条件として主張していたのである。

しかし、この時の長通の主張は先例によって退けられ、同年九月五日、六条有光が淳和・奨学両院別当に補せられた。即ち前掲『師守記』にもある通り、長通の主張を受け、光明天皇は「乱位次例、又末輩為源氏長者例」の注進を命じたわけだが、八月十日、右大臣洞院公賢の命により中原師右が行った注進では、「乱位次例」については「閣上首補任例、外記々不詳候」という結果しか出ず、一方「末輩為源氏長者例」については、建仁二（一一〇二）年、通親の弟唐橋通資が「任位次」せて両院別当に補された例を始め、元亨三年の北畠親房にいたるまで、九例が先例として報告されてしまったのである（『師守記』同年八月十日条）。これは長通の主張が新しく生まれてきたものであったことからすれば、当然の結果であったと言えよう。

久我長通の望んだ息通相の源氏長者・両院別当宣下は、皮肉にも長通の没した翌年、文和三（一一三四）年に実現された。そしてこの後、淳和院別当職は、二年後の文和五年七月、通相が内大臣に任ぜられたため、次の源氏筆頭公卿である堀川具信に補されたものの、十一月、その具信が没した結果、僅か十五歳の久我具通がその跡を継ぎ、一方、奨学院別当職と源氏長者の地位は、永く通相が有した後、応安四（一三七一）年七月の通相没後、応安六年十二月、嫡子の具通に宣下された。一般に言われている両院別当職の久我家による世襲は実はこの時に至り、かろうじて実現されたものだったのである。

このようなことが可能となった背景には、久我家の地位が他の村上源氏中院流諸家と比べて相対的に上昇し、「現任上首」の地位を長期にわたって維持できるようになったことが第一にあげられよう。しかし、第二の背景として、「大臣相統家」こそが「正統」であり、その家嫡のみが両院別当となれるという長通・通相の主張が影響したと見ることもできるのではなからうか。⁽²⁰⁾

しかし、久我家が本当に他の中院流諸家を卓越し得たか否か、判明する間もなく、永徳三（一一三三）年正月十六日、両院別当・源氏長者の地位は足利義満によって奪われてしまう。確かに久我家は、その後足利家と交替でその地位に就くこととなるが、それでも久我家は決して村上源氏で唯一、両院別当・源氏長者の地位に就けるようになったわけではない。そのことは嘉吉元（一

四四一)年、足利義教が暗殺された後、中院通淳が淳和院別当に補せられている事や、文明十五(一四八三)年、足利義政が嫡子の義尚に源氏長者の地位を譲った際、義尚より上首の中院通秀が補せられるべきだという議論が現れている事(『親長卿記』同年十二月二十六日条)にも明らかである。

久我家は確かにその成立当初から村上源氏中院流の「正統」であった。そしてその地位は、南北朝期・久我長通の代に於て、ほぼ確立したものとなっていた。しかしその地位は、中世末期に至るまで、他の中院流諸家を完全に卓越するものとはなり得なかつたのである。

四、おわりに

以上、第二章では「久我家文書」中世前期分の特殊性を検討し、その大半が「池家文書」とでも称すべきものであることを明らかにし、また第三章では淳和・奨学両院別当の補任考証を行い、久我家が「中院流正統」の地位を確立するまでの経緯を見つけた。それでは、この両者はどのように係わり合っているであろうか。

久我家は、その始祖とも言うべき通光が、通親の嫡子であるという意味に於て、確かに村上源氏中院流の「嫡流」であった。しかし承久の乱によって通光が失脚、その子通忠が通光没後の遺産争いの中で没するに及び、通忠嫡子通基が伝領し得た所領は「名字地」山城国久我荘だけとなってしまった。恐らく、通親から通光へと伝えられたであろう村上源氏中院流直系の財産は、あるいは承久没収地として、あるいは遺産相続争いの中で、久我家から流出していったのであろう。そして、当然その中には多くの文書も含まれていたに相違ない。久我家が文書の伝来の上で、村上源氏中院流の正統なる継承者となり得なかつたのは、かかる事情によるものと推定される。

このようにして一時沈淪した久我家は、正安年間、外戚から流入した池大納言家領をその経済的基盤として、通基によって再興された。「久我家文書」中世前期分の大半が、「池家文書」とでも称すべきものによって占められているのは、まさにこのた

めに外ならない。しかし、この時、久我家は決して「中院流正統」の地位を確立し得たわけではなかった。

久我家が、自らを「正統」と称するようになるのは、南北朝初期、長通の代になってからのことである。別稿に於て指摘した通り、久我長通は、父通雄から弟通定に伝領されていた池大納言家領を始め、土御門家に流出していた山城国東久世荘、得宗領となっていた上久世荘、西園寺家領となっていた伊勢国石榑御厨・肥後国山本荘、春日大社に寄進されていた近江国田根荘などを、一代で取り戻した「所領回復の辣腕家」であり、元亨三（一三二三）年には北畠親房と、嘉暦四（一三二九）年には弟の久我通定と、奨学院別当職を争った形跡が認められる。²¹長通はその政治力と経済力とをもって、久我家こそ「中院流正統」と主張、その地位を確立することに成功したのであろう。

ところで、ここで注目されるのは、第二章で見えてきた「久我家文書」中世前期分の内、西園寺家・土御門家に流出していた「久我家根本家領」関係文書は勿論、それと同時に長通によって回復されたと思われる洛中屋地関係文書、そして長通が弟の通定から取り戻した池大納言家領関係文書に至るまで、そのほとんどが、この久我長通の所領回復運動によって集積されたもので占められているという事実である。²²上述した通り、今日に伝わる「久我家文書」中世前期分の「特殊性」は、通光から通基にかけての久我家の歴史の中で形成されてきたものに相違ない。しかし、その「特殊性」を最終的に決定付けたのは、実はこの久我長通による所領回復運動に他ならなかったのである。

「はじめに」に於て本稿に課した二つの課題、即ち「久我家文書」中世前期分の「特殊性」と、「中院流正統」という久我家の地位は、以上の如き久我家の歴史、特に久我長通の存在によって規定されたものであった。しかし、当然ながらそのことは、久我長通という一個人の特殊性だけで説明されるべき問題ではない。恐らくこの問題は、「村上源氏中院流」という「氏」としてのまとまりが存在した時代から、「久我家」という「家」単位の時代への移向という問題が関連するものと考えられる。そこで最後にこの問題について若干の見通しを述べ、これを今後の課題として「おわりに」に替えることとしたい。

「中院一品記」暦応三（一三四〇）年七月一日条（『大日本史料』同年六月二十九日条所収）を見ると、

今日淳和院領丹波国三井庄事、院宣祝着也、此事堀河内府為^{具親}別納窮冬申給、被^レ相^レ尋^レ両方所存^一及^一諸卿勅問^一畢、（中略）

淳和院領丹波国三井庄事、止別相伝之儀、可下令知行給上之由、院御気色所候也、仍執啓如件、

曆応三年六月廿九日

謹上 左衛門督殿

(中院通冬)

(高階雅仲)
大藏卿判

とあり、時の淳和院別当である中院通冬が、源氏長者である堀川具親と「淳和院領丹波国三井庄事」を争い、光厳上皇の院宣によって同荘を安堵されている。また『建内記』永享元年八月十日条には、奨学院領が、時の奨学院別当である久我清通ではなく、將軍足利義教によって知行されていることなどが記されており、ここに、摂関家における殿下渡領の如く、村上源氏中院流の堀川・久我・土御門・中院、そして清和源氏の足利という五家の間を、「氏」を単位として伝えられた「淳和・奨学両院領」の存在が確認できよう。

かつて井原今朝男氏は「家頭の分裂・細分化がすすむほど、氏の財産Ⅱ渡領を整備拡充し（中略）ておくことは、五摂家に分裂してもなお、権門としての社会的地位を確保し、そのための政治集団を維持しうる保障となりえた」として、家産の分裂が氏の財産の拡充をもたらすことの必然性を説明された⁽²³⁾。また最近、市沢哲氏はこの井原氏の説を引用しつつ、「細分化する家産の争奪と同時に、氏長者争いが氏財産をめぐる争いとして起こる」ことを指摘しておられる⁽²⁴⁾。

家産の分裂とともに進行する氏財産拡充の必要性と、それゆえ起こる氏長者の地位や氏財産をめぐる同門間の争いという矛盾は、鎌倉後期から南北朝期にかけての公家が共に抱えていた問題だったのである。とすると、かかる矛盾に対する一つの回答が、久我長通のとった行動、即ち一つの家による氏長者（氏財産）の世襲化という方向性だったのではなからうか。

この問題に残された課題は多いが、ひとまずここで擱筆したい。大方のご意見ご批判を賜れば幸甚である。

〔註〕

(1) 刊本『久我家文書』別巻（一九八七年）

(2) この「中世的文書主義」なる概念を初めて導入したのは、山田涉氏「中世的土地所有と中世的所有権」（『歴史学研究』別冊一九八三年歴史学研究会大会報告特集）であるが、古文書の機能論的研究の必要性については、早く佐藤進一氏が、『古文書学入門』（一九七

一年)に於て主張しておられる。

(3) 「久我家領荘園の伝領とその相続安堵」(『史学雑誌』第九七編第四号、一九八八年)、以下「前掲の拙稿」「別稿」などと記したものは全てこれをさす。

(4) 小川氏「解説」(註(1)、尚、淳和・奨学両院別当、源氏長者の地位は、一般に、中世前期に於いては村上源氏の久我家に伝えられ、足利義満以降は將軍職と一体化して清和源氏の足利家・徳川家に伝えられたと言われている。

(5) これは、刊本『久我家文書』別巻(一九八七年)に掲載された「編年総目録」をその基本とし、同目録では別になっている年未詳文書を、推定できるかぎりの範囲で、編年順の中に組み入れてみたものである。

(6) 勿論、この時の田根荘の領家は、この文書の宛所、久我具房に外ならない。しかしその事実上の領有権は、継母の西蓮の手にあつたものと推定される。尚この点については、註(1)の小川氏「解説」および註(3)の拙稿を参照されたい。

(7) 河内国大和田荘を始めとする池大納言家領が、「正式に」久我家に流入したのは、通忠後室等の讓状が作成された正応二年ではなく、この「関東御教書」が発給された正安四年のことである。このことは、讓状が譲り主の生存中に作成されるものであるという当り前のことを想起すれば容易に理解できよう。また通忠後室の所領となつた段階を「久我家への流入」と捉えないことについては、当該期における夫婦間の財産所有関係が、独立性の強いものであつたと言われることによつた。

(8) 二五号文書「前大僧正(道乗)讓状」に「右件房地者、頼盛卿旧跡也」と見える。

(9) この六条室町の地を「中院町」と称したことは、一一六号「後光嚴上皇院宣」に「六条烏丸中院敷地事」とあることや、「拾芥抄」の当該地に「中院」と記されていること等に明白である。従つて「久我長通讓状」(八〇号)に見える「中院方四町」も、この六条室町の地に当るものと考えられる。

(10) 六条室町中院地を源雅定が領していたことについては、「中右記」天永三(一一二二)年五月五日条等に、土御門高倉地を雅実が領していたことについては、同大治五(一一三〇)年十一月八日条等に明白である。

(11) 「中院流家領目録草案」(久我家文書)の検討」(『古文書研究』第二九号、一九八八年)

(12) 湯山賢一氏を始め、数人の方から文書そのものの年代推定についてこうした御指摘を受けた。

(13) 「二通の『謀論旨』」(『史窓余話』五号、『国史大辞典』第五卷付録、一九八五年)

(14) 小川氏「解説」(註(1))

(15) 拙稿「中院流家領目録草案」(久我家文書)の検討」(註(11))

(16) 小川氏「解説」(註(1))

- (17) 淳和院別当職を藤原宗輔に譲った後も雅定は奨学院別当の職にあった。このことは『兵範記』久寿元(一一五四)年三月二十七日条に明白である。
- (18) 『国史大辞典』「久我家」の項(益田宗氏執筆)
- (19) 拙稿「久我家領荘園の伝領とその相続安堵」(註(3))
- (20) 例えば文和五年、久我通具が僅か十五歳で淳和院別当となっているが、この時の村上源氏「上首」は通具ではなく前大納言中院通冬である。確かに通冬は「現任」ではない。しかし、参議にすぎない通具もその点では同様であり、先例に従うならば通冬が淳和院別当となるべきところであろう。にもかかわらず僅か十五歳の久我通具がその職に補されたことの背景には、「中院流正統」としての久我家の資格が作用していたに違いない。
- (21) 『公卿補任』の当該年条に於て、長通と親房、長通と通定が同時に「奨学院別当」となっている。詳細な検討は行っていないが、恐らくは「源氏長者」の地位を巡る両者の争奪状況を示すものと考えてほぼ間違いあるまい。
- (22) あくまでも推測の域を出ないが、平安末期の源雅定の「讓状」を元に、南北朝・室町時代に写されたと思われる「中院流家領目録草案」(三号)も、この長通の代に於て、「中院流正統」の地位を主張するために書写・作成されたものではなからうか。
- (23) 「中世的所有に関する一考察——公家領における代始安堵考——」(『日本史研究』二六〇号、一九八四年)
- (24) 「鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」」(『日本史研究』三二四号、一九八八年)

(東京都江戸東京博物館資料収集室学芸員)